

届出書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

令和 年 月 日

地方整備局長
知事 殿

商号又は名称

免許証番号 国土交通大臣 () 第 号
知事 () 第 号

代表者氏名

1 所在地	届出の対象となる案内所, 展示会等の場所		名 称		
			所在地		
		電話番号			
2 業 務	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
3 内 容	取り扱う 宅地建物 の内容等	売り主である宅地建物 取引業者の商号又は名称等		(商号又は名称) 大臣 () 第 号 知事 () 第 号	
		物件の 種類等	名 称		
	所 在 地				
	宅 地		区画	敷地面積の合計	m ²
	戸 建 住 宅		戸	延べ面積の合計	m ²
	区分所有建物		戸	延べ面積の合計	m ²
3 業務を行う期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名		登 録 番 号		
			第 知 事 号		

*案内所までの案内図を添付してください。

備考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。

注意事項

1 業務を開始する日の10日前までに、届出を行ってください。

2 届出先は茨城県土木部都市局建築指導課（監察免許グループ）です。なお、免許権者が国土交通大臣の場合は、主たる事務所を管轄する地方整備局宛にも正本を1通提出してください。

3 届出方法は、建築指導課の窓口へ提出又は以下宛先まで郵送となります。

〒310-8555

水戸市笠原町978番6号

茨城県土木部都市局建築指導課

監察免許グループ

TEL029-301-4722（ダイヤルイン）

4 届出部数は別表のとおりです。

免許権者	必要部数	控えが必要な場合
国土交通大臣	1部※	届出部数+1部 返信用封筒に切手を貼って同封する
茨城県知事	1部	
他都道府県知事	2部	

※地方整備局及び茨城県宛てに各1部提出

5 添付書類は、現地案内所までの案内図です。

6 業務を行う期間は、最長で一年間です。

7 本備考は、茨城県内に案内所等を設置するに限られます。他都道府県に案内所等を設置する場合は、届出方法が異なる場合がありますので、届出先の都道府県にご確認ください。